

○毒物及び劇物取締法施行令

(昭和三十年九月二十八日)

(政令第二百六十一号)

毒物及び劇物取締法施行令をここに公布する。

毒物及び劇物取締法施行令

内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第三条の二第三項、第五項及び第九項、第十五条の二、第十六条第一項及び第二項並びに第二十七条の規定に基き、この政令を制定する。

目次

- 第一章 四アルキル鉛を含有する製剤(第一条—第十条)
- 第二章 モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤(第十一条—第十五条)
- 第三章 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤(第十六条—第二十一条)
- 第四章 モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤(第二十二条—第二十七条)
- 第五章 燐^{りん}化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤(第二十八条—第三十二条)
- 第五章の二 興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する物(第三十二条の二)
- 第五章の三 発火性又は爆発性のある劇物(第三十二条の三)
- 第六章 営業の登録及び特定毒物研究者の許可(第三十三条—第三十七条)
- 第七章 危害防止の措置を講ずべき毒物等含有物(第三十八条)
- 第八章 特定の用途に供される毒物又は劇物(第三十九条・第三十九条の二)
- 第八章の二 毒物又は劇物の譲渡手続(第三十九条の三)
- 第九章 毒物及び劇物の廃棄(第四十条)
- 第九章の二 毒物及び劇物の運搬(第四十条の二—第四十条の八)
- 第九章の三 毒物劇物営業者等による情報の提供(第四十条の九)
- 第十章 業務上取扱者の届出(第四十一条・第四十二条)
- 第十一章 手数料(第四十三条)

附則

第一章 四アルキル鉛を含有する製剤

(昭三六政七・昭三七政一九一・昭四〇政三・改称)

(使用者及び用途)

第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)第三条の二第三項及び第五項の規定により、四アルキル鉛を含有する製剤の使用使用者及び用途を次のように定める。

- 一 使用者 石油精製業者(原油から石油を精製することを業とする者をいう。)

二 用途 ガソリンへの混入

(昭三六政七・昭三七政一九一・昭四〇政三・一部改正)

(着色及び表示)

第二条 法第三条の二第九項の規定により、四アルキル鉛を含有する製剤の着色及び表示の基準を次のように定める。

- 一 赤色、青色、黄色又は緑色に着色されていること。
 - 二 その容器に、次に掲げる事項が表示されていること。
- イ 四アルキル鉛を含有する製剤が入っている旨及びその内容量
- ロ その容器内の四アルキル鉛を含有する製剤の全部を消費したときは、消費者は、その空容器を、そのまま密閉して直ちに返送するか、又はその他の方法により保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置しなければならない旨

(昭三六政七・昭三七政一九一・昭四〇政三・一部改正)

第三条 削除

(昭四六政一九九)

(貯蔵)

第四条 四アルキル鉛を含有する製剤を貯蔵する場合には、次の各号に定める基準によらなければならない。

- 一 容器を密閉すること。
- 二 十分に換気が行われる倉庫内に貯蔵すること。

(昭三六政七・昭三七政一九一・昭四〇政三・一部改正)

(混入の割合)

第五条 四アルキル鉛を含有する製剤をガソリンに混入する場合には、ガソリン一リットルにつき四アルキル鉛一・三立方センチメートルの割合をこえて混入してはならない。

(昭三三政三三四・昭三六政七・昭三七政一九一・昭四〇政三・一部改正)

(空容器の処置)

第六条 容器に収められた四アルキル鉛を含有する製剤の全部を消費したときは、消費者は、その空容器を、そのまま密閉して直ちに毒物劇物業者に返送するか、又はその他の方法により保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置しなければならない。

(昭三六政七・昭三七政一九一・昭四〇政三・一部改正)

(加鉛ガソリンの品質)

第七条 四アルキル鉛を含有する製剤が混入されているガソリン(以下「加鉛ガソリン」という。)の製造業者又は輸入業者は、ガソリンに含有される四アルキル鉛の割合がガソリン一リットルにつき四アルキル鉛〇・三立方センチ

メートル(航空ピストン発動機用ガソリンその他の特定の用に使用される厚生労働省令で定める加鉛ガソリンにあつては、一・三立方センチメートル)以下のものでなければ、加鉛ガソリンを販売し、又は授与してはならない。

(昭三三政三三四・昭三六政七・昭三七政一九一・昭四〇政三・昭四六政三〇・平一二政三〇九・一部改正)

(四アルキル鉛の量の測定方法)

第七条の二 第五条及び前条の数値は、厚生労働省令で定める方法により定量した場合における数値とする。

(昭四六政三〇・追加、平一二政三〇九・一部改正)

(加鉛ガソリンの着色)

第八条 加鉛ガソリンの製造業者又は輸入業者は、オレンジ色(第七条の厚生労働省令で定める加鉛ガソリンにあつては、厚生労働省令で定める色)に着色されたものでなければ、加鉛ガソリンを販売し、又は授与してはならない。

(昭四六政三〇・平一二政三〇九・一部改正)

(加鉛ガソリンの表示)

第九条 加鉛ガソリンの製造業者、輸入業者又は販売業者は、容器のまま加鉛ガソリンを販売し、又は授与する場合において、その容器に次に掲げる事項が表示されていないときは、その容器にこれらの事項を表示しなければならない。

- 一 そのガソリンが加鉛ガソリンである旨(そのガソリンが第七条の厚生労働省令で定める加鉛ガソリンである場合にあつては、その旨)
- 二 そのガソリンを内燃機関以外の用(そのガソリンが第七条の厚生労働省令で定める加鉛ガソリンである場合にあつては、当該特定の用以外の用)に使用することが著しく危険である旨

2 加鉛ガソリンの販売業者は、加鉛ガソリンの給油塔の上部その他店舗内の見やすい場所に、前項に掲げる事項を表示しなければならない。ただし、加鉛ガソリンをもつぱら容器のまま販売する者は、この限りでない。

(昭四六政三〇・平一二政三〇九・一部改正)

(罰則)

第十条 第四条又は第五条の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六条、第七条、第八条又は前条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前二項の罰金刑を科する。

(昭三六政七・昭三七政一九一・昭四〇政三・昭四六政三〇・昭四六政一九九・平一三政二三六・一部改正)

第二章 モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤

(使用者及び用途)

第十一条 法第三条の二第三項及び第五項の規定により、モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤の使用者及び用途を次のように定める。

- 一 使用者 国、地方公共団体、農業協同組合、農業共済組合、森林組合及び生産森林組合並びに三百ヘクタール以上の森林を経営する者、主として食糧を貯蔵するための倉庫を経営する者又は食糧を貯蔵するための倉庫を有し、かつ、食糧の製造若しくは加工を業とする者であつて、都道府県知事の指定を受けたもの

二 用途 野ねずみの駆除

(昭三一政一七八・昭四二政八・昭五三政二八六・一部改正)

(品質、着色及び表示)

第十二条 法第三条の二第九項の規定により、モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤の品質、着色及び表示の基準を次のように定める。

- 一 モノフルオール酢酸の塩類の含有割合が二パーセント以下であり、かつ、その製剤が固体状のものであるときは、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する日本薬局方で定める基準に適合するトウガラシ末が〇・五パーセント以上の割合で混入され、その製剤が液体状のものであるときは、同法に規定する日本薬局方で定める基準に適合するトウガラシチンキを五分の一に濃縮したものが一パーセント以上の割合で混入されていること。

二 深紅色に着色されていること。

三 その容器及び被包に、次に掲げる事項が表示されていること。

イ モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤が入っている旨及びその内容量

ロ モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤は、野ねずみの駆除以外の用に使用してはならない旨

ハ その容器又は被包内のモノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤の全部を消費したときは、消費者は、その容器又は被包を保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置しなければならない旨

(昭三六政一一・昭四二政八・昭四二政三七四・一部改正)

(使用方法)

第十三条 モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤を使用して野ねずみの駆除を行う場合には、次の各号に定める基準によらなければならない。

- 一 次に掲げる者の実地の指導の下に行うこと。

- イ 薬事又は毒物若しくは劇物に関する試験研究又は事務に従事する厚生労働省又は都道府県若しくは市町村の技術職員
- ロ 法第八条に規定する毒物劇物取扱責任者の資格を有する者であつて、都道府県知事の指定を受けたもの
- ハ 野ねずみの駆除に関する試験研究又は事務に従事する農林水産省の技術職員
- ニ 農業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号)第八条第一項に規定する普及指導員
- ホ 森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第十一条に規定する森林病虫害防除員
- ヘ 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第三十三条第一項に規定する病虫害防除員
- ト 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第百八十七条第一項に規定する林業普及指導員
- チ 農業協同組合、農業共済組合、森林組合又は生産森林組合の技術職員であつて、都道府県知事の指定を受けたもの
- ニ モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤をえさとして用い、又はこれを使用したえさを用いて行う駆除については、次の基準によること。
 - イ 屋内で行わないこと。
 - ロ 一個のえさに含有されるモノフルオール酢酸の塩類の量は、三ミリグラム以下であること。
 - ハ えさは、地表上に仕掛けないこと。ただし、厚生労働大臣が指定する地域において森林の野ねずみの駆除を行うため、降雪前に毒えさが入っている旨の表示がある容器に入れたえさを仕掛けるときは、この限りでない。
 - ニ えさを仕掛ける日の前後各一週間にわたつて、えさを仕掛ける日時及び区域を公示すること。ただし、この号ハただし書に定める方法のみにより駆除を行うときは、えさを仕掛けた日の後一週間の公示をもつて足りる。
 - ホ えさを仕掛け終つたときは、余つたえさを保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置すること。
- 三 モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤を液体の状態を用いて行う駆除については、次の基準によること。
 - イ 食糧倉庫以外の場所で行わないこと。
 - ロ 液体に含有されるモノフルオール酢酸の塩類の割合は、〇・二パーセント以下であること。
 - ハ 一容器中の液体の量は、三百立方センチメートル以下であること。
 - ニ 液体を入れた容器は、倉庫の床面より高い場所に仕掛けないこと。

ホ 液体を入れた容器ごとに、モノフルオール酢酸の塩類を含有する液体が入っている旨を表示すること。

ヘ 液体を仕掛け終つたときは、余つた液体を保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置すること。

(昭三一政一七八・昭三六政七・昭四〇政三七九・昭四二政八・昭五三政二八二・昭五三政二八六・平一二政三〇九・平一七政九・平一七政一〇・一部改正)

(空容器等の処置)

第十四条 容器又は被包に収められたモノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤の全部を消費したときは、消費者は、その製剤が収められていた容器又は被包を保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置しなければならない。

(昭四二政三七四・一部改正)

(罰則)

第十五条 第十三条の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前二項の罰金刑を科する。

(平一三政二三六・一部改正)

第三章 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤

(昭四六政三〇・改称)

(使用者及び用途)

第十六条 法第三条の二第三項及び第五項の規定により、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤の使用使用者及び用途を次のように定める。

一 使用者 国、地方公共団体、農業協同組合及び農業者の組織する団体であつて都道府県知事の指定を受けたもの

二 用途 かんきつ類、りんご、なし、ぶどう、桃、あんず、梅、ホツブ、なたね、桑、しちとうい又は食用に供されることがない観賞用植物若しくはその球根の害虫の防除

(昭三一政一七八・昭三三政三三四・昭三六政七・昭三六政二〇三・昭四六政三〇・一部改正)

(着色及び表示)

第十七条 法第三条の二第九項の規定により、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤の着色及び表示の基準を次のように定める。

- 一 紅色に着色されていること。
- 二 その容器及び被包に、次に掲げる事項が表示されていること。
- イ ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤が入っている旨及びその内容量
- ロ かんきつ類、りんご、なし、ぶどう、桃、あんず、梅、ホップ、なたね、桑、しちとうい又は食用に供されることがない観賞用植物若しくはその球根の害虫の防除以外の用に使用してはならない旨
- ハ その製剤が口に入り、又は皮膚から吸収された場合には、著しい危害を生ずるおそれがある旨
- ニ その容器又は被包内の製剤の全部を消費したときは、消費者は、その容器又は被包を保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置しなければならない旨

(昭四六政三〇・全改)

(使用方法)

第十八条 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤を使用してかんきつ類、りんご、なし、ぶどう、桃、あんず、梅、ホップ、なたね、桑、しちとうい又は食用に供されることがない観賞用植物若しくはその球根の害虫の防除を行う場合には、次の各号に定める基準によらなければならない。

- 一 次に掲げる者の実地の指導の下に行うこと。
- イ 薬事又は毒物若しくは劇物に関する試験研究又は事務に従事する厚生労働省又は都道府県若しくは市町村の技術職員
- ロ 法第八条に規定する毒物劇物取扱責任者の資格を有する者であつて、都道府県知事の指定を受けたもの
- ハ 植物防疫法第三条第一項に規定する植物防疫官、同条第二項に規定する植物防疫員その他農作物の病虫害の防除に関する試験研究又は事務に従事する農林水産省の技術職員
- ニ 植物防疫法第三十三条第一項に規定する病虫害防除員であつて、都道府県知事の指定を受けたもの
- ホ 農業改良助長法第八条第一項に規定する普及指導員であつて、都道府県知事の指定を受けたもの
- ヘ 地方公共団体、農業協同組合又は農業共済組合の技術職員であつて、都道府県知事の指定を受けたもの

- 二 あらかじめ、防除実施の目的、日時及び区域、使用する薬剤の品名及び数量並びに指導員の氏名及び資格を防除実施区域の市町村長を経由して(特別区及び保健所を設置する市の区域にあつては、直接)保健所長に届け出ること。
- 三 防除実施の二日前から防除終了後七日までの間、防除実施の日時及び区域を公示すること。
- 四 なたね、桑又はしちとういの害虫の防除は、散布以外の方法によらないこと。
- 五 かんきつ類、りんご、なし、ぶどう、桃、あんず、梅又は食用に供されることがない観賞用植物の害虫の防除は、散布及び塗布以外の方法によらないこと。
- 六 ホップの害虫の防除は、塗布以外の方法によらないこと。
- 七 食用に供されることがない観賞用植物の球根の害虫の防除は、浸漬^{せき}以外の方法によらないこと。
- 八 なたねの害虫の防除は、その抽苔^{たい}期間以外の時期に行なわないこと。

(昭三一政一七八・昭三三政三三四・昭三六政七・昭三六政二〇三・昭三七政七・昭三七政一九一・昭四〇政三七九・昭四六政三〇・昭五三政二八二・平一二政三〇九・平一七政九・一部改正)

(器具等の処置)

第十九条 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤を使用して害虫の防除を行なつたときは、防除に使用した器具及び被服であつて、当該製剤が附着し、又は附着したおそれがあるものは、使用のつど、保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置しなければならない。

(昭四六政三〇・一部改正)

(空容器等の処置)

第二十条 容器又は被包に収められたジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤の全部を消費したときは、消費者は、その製剤が収められていた容器又は被包を保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置しなければならない。

(昭四六政三〇・一部改正)

(罰則)

第二十一条 第十八条の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 前二条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前二項の罰金刑を科する。

(平一三政二三六・一部改正)

第四章 モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤

(昭三一政一七八・追加)

(使用者及び用途)

第二十二條 法第三条の二第三項及び第五項の規定により、モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤の使用及び用途を次のように定める。

一 使用者 国、地方公共団体、農業協同組合及び農業者の組織する団体であつて都道府県知事の指定を受けたもの

二 用途 かんきつ類、りんご、なし、桃又はかきの害虫の防除

(昭三一政一七八・追加、昭三四政四〇・昭三六政七・一部改正)

(着色及び表示)

第二十三條 法第三条の二第九項の規定により、モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤の着色及び表示の基準を次のように定める。

一 青色に着色されていること。

二 その容器及び被包に、次に掲げる事項が表示されていること。

イ モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤が入っている旨及びその内容量
ロ かんきつ類、りんご、なし、桃又はかきの害虫の防除以外の用に使用してはならない旨

ハ その製剤が口に入り、又は皮膚から吸収された場合には、著しい危害を生ずるおそれがある旨

ニ その容器又は被包内の製剤の全部を消費したときは、消費者は、その容器又は被包を保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置しなければならない旨

(昭三一政一七八・追加、昭三六政七・一部改正)

(使用方法)

第二十四條 モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤を使用してかんきつ類、りんご、なし、桃又はかきの害虫の防除を行う場合には、次の各号に定める基準によらなければならない。

一 次に掲げる者の実地の指導の下に行うこと。

イ 薬事又は毒物若しくは劇物に関する試験研究又は事務に従事する厚生労働省又は都道府県若しくは市町村の技術職員

ロ 法第八条に規定する毒物劇物取扱責任者の資格を有する者であつて、都道府県知事の指定を受けたもの

- ハ 植物防疫法第三条第一項に規定する植物防疫官、同条第二項に規定する植物防疫員その他農作物の病害虫の防除に関する試験研究又は事務に従事する農林水産省の技術職員
- ニ 植物防疫法第三十三条第一項に規定する病害虫防除員であつて、都道府県知事の指定を受けたもの
- ホ 農業改良助長法第八条第一項に規定する普及指導員であつて、都道府県知事の指定を受けたもの
- ヘ 農業協同組合の技術職員であつて、都道府県知事の指定を受けたもの
- 二 あらかじめ、防除実施の目的、日時及び区域、使用する薬剤の品名及び数量並びに指導員の氏名及び資格を防除実施区域の市町村長を経由して(特別区及び保健所を設置する市の区域にあつては、直接)保健所長に届け出ること。
- 三 防除実施の二日前から防除終了後七日までの間、防除実施の日時及び区域を公示すること。
- 四 散布以外の方法によらないこと。

(昭三一政一七八・追加、昭三六政七・昭三七政七・昭三七政一九一・昭四〇政三七九・昭四六政三〇・昭五三政二八二・平一二政三〇九・平一七政九・一部改正)

(器具等の処置)

第二十五条 モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤を使用してかんきつ類、りんご、なし、桃又はかきの害虫の防除を行つたときは、防除に使用した器具及び被服であつて、当該製剤が附着し、又は附着したおそれがあるものは、使用のつど、保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置しなければならない。

(昭三一政一七八・追加、昭三六政七・一部改正)

(空容器等の処置)

第二十六条 容器又は被包に収められたモノフルオール酢酸アミドを含有する製剤の全部を消費したときは、消費者は、その製剤が収められていた容器又は被包を保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置しなければならない。

(昭三一政一七八・追加)

(罰則)

第二十七条 第二十四条の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 前二条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前二項の罰金刑を科する。

(昭三一政一七八・追加、平一三政二三六・一部改正)

第五章 燐^{りん}化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤

(昭三四政三八五・追加)

(使用者及び用途)

第二十八条 法第三条の二第三項及び第五項の規定により、燐^{りん}化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤の使用使用者及び用途を次のように定める。

一 使用者

イ 国、地方公共団体、農業協同組合又は日本たばこ産業株式会社

ロ 燻^{くん}蒸により倉庫内若しくはコンテナ内のねずみ、昆^{こん}虫等を駆除することを業とする者又は営業のために倉庫を有する者であつて、都道府県知事の指定を受けたもの

ハ 船長(船長の職務を行なう者を含む。以下同じ。)又は燻^{くん}蒸により船倉内のねずみ、昆^{こん}虫等を駆除することを業とする者

二 用途 倉庫内、コンテナ(工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格 Z一六一〇号(大形コンテナ)に適合するコンテナ又はこれら同等以上の内容積を有する密閉形コンテナに限る。以下同じ。)内又は船倉内におけるねずみ、昆^{こん}虫等の駆除(前号ロに掲げる者にあつては倉庫内又はコンテナ内、同号ハに掲げる者にあつては船倉内におけるものに限る。)(昭三四政三八五・追加、昭三六政三〇九・昭四二政三七四・昭四六政一九九・昭六〇政二四・一部改正)

(品質及び表示)

第二十九条 法第三条の二第九項の規定により、燐^{りん}化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤の品質及び表示の基準を次のように定める。

一 温度が二十五度、相対湿度が七十パーセントの空気中において、その製剤中の燐^{りん}化アルミニウムのすべてが分解するのに要する時間が十二時間以上二十四時間以内であること。

二 その製剤中の燐^{りん}化アルミニウムが分解する場合に悪臭を発生するものであること。

三 その容器及び被包に、次に掲げる事項が表示されていること。

イ 燐^{りん}化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤が入っている旨

ロ 倉庫内、コンテナ内又は船倉内におけるねずみ、昆^{こん}虫等の駆除以外の用に使用してはならない旨

ハ 空気に触れた場合に燐^{りん}化水素を発生し、著しい危害を生ずるおそれがある旨

(昭四二政三七四・全改、昭四六政一九九・一部改正)

(使用方法)

第三十条 燐^{りん}化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤を使用して倉庫内、コンテナ内又は船倉内のねずみ、昆^{こん}虫等を駆除するための燻^く蒸作業(燐^{りん}化水素を当該倉庫、当該コンテナ又は当該船倉から逸散させる作業を含む。)を行なう場合には、次の各号に定める基準によらなければならない。

一 倉庫内におけるねずみ、昆^{こん}虫等の駆除については、次の基準によること。

イ 燻^く蒸中は、当該倉庫のとびら、通風口等を閉鎖し、その他必要に応じ、当該倉庫について、燐^{りん}化水素が当該倉庫の外部にもれることによる保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な措置を講ずること。

ロ 燻^く蒸中及び燐^{りん}化水素が当該倉庫から逸散し終わるまでの間、当該倉庫のとびら及びその附近の見やすい場所に、当該倉庫に近寄ることが著しく危険である旨を表示すること。

二 コンテナ内におけるねずみ、昆^{こん}虫等の駆除については、次の基準によること。

イ 燻^く蒸作業は、都道府県知事が指定した場所で行なうこと。

ロ 燻^く蒸中は、当該コンテナのとびら、通風口等を閉鎖し、その他必要に応じ、当該コンテナについて、燐^{りん}化水素が当該コンテナの外部にもれることによる保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な措置を講ずること。

ハ 燻^く蒸中及び燐^{りん}化水素が当該コンテナから逸散し終わるまでの間、当該コンテナのとびら及びその附近の見やすい場所に、当該コンテナに近寄ることが著しく危険である旨を表示すること。

二 燻^く蒸中及び燐^{りん}化水素が当該コンテナから逸散し終わるまでの間、当該コンテナを移動させてはならないこと。

三 船倉内におけるねずみ、昆^{こん}虫等の駆除については、次の基準によること。

イ 使用者が船長以外の者であるときは、あらかじめ、燻^く蒸作業を始める旨を船長に通知すること。

ロ 燻^く蒸中は、当該船倉のとびら、通風口等を密閉し、その他必要に応じ、当該船倉について、燐^{りん}化水素が当該船倉の外部にもれることを防ぐため必要な措置を講ずること。

ハ 燻^く蒸中は、当該船倉のとびら及びその附近の見やすい場所に、当該船倉内に立ち入ることが著しく危険である旨を表示すること。

ニ 燐^{りん}化水素を当該船倉から逸散させるときは、逸散し終わるまでの間、当該船倉のとびら、逸散口及びそれらの附近の見やすい場所に、当該船倉に立ち入り、又は当該逸散口に近寄ることが著しく危険である旨を表示すること。
(昭三六政三〇九・全改、昭三七政七・昭四〇政三七九・昭四二政三七四・昭四六政一九九・一部改正)

(保管)

第三十一条 燐^{りん}化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤の保管は、密閉した容器で行わなければならない。

(昭三四政三八五・追加)

(罰則)

第三十二条 前二条の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

(昭三四政三八五・追加、平一三政二三六・一部改正)

第五章の二 興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する物

(昭四七政二五二・追加)

(興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する物)

第三十二条の二 法第三条の三に規定する政令で定める物は、トルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー(塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。)、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料とする。

(昭四七政二五二・追加、昭五〇政二五四・昭五七政一二二・一部改正)

第五章の三 発火性又は爆発性のある劇物

(昭四七政二五二・追加)

(発火性又は爆発性のある劇物)

第三十二条の三 法第三条の四に規定する政令で定める物は、亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤(亜塩素酸ナトリウム三十パーセント以上を含有するものに限る。)、塩素酸塩類及びこれを含有する製剤(塩素酸塩類三十五パーセント以上を含有するものに限る。)、ナトリウム並びにピクリン酸とする。

(昭四七政二五二・追加、昭五〇政二五四・平二政二七五・一部改正)

第六章 営業の登録及び特定毒物研究者の許可

(昭四〇政三・追加)

(登録票の交付等)

第三十三条 厚生労働大臣又は都道府県知事(毒物又は劇物の販売業にあつては、その店舗の所在地が、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を行つたときは、厚生労働省令の定めるところにより、登録を申請した者に登録票を交付しなければならない。毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を更新したときも、同様とする。

(昭四〇政三・追加、平一一政三九三・平一二政三〇九・平一三政二三六・平一五政二八・一部改正)

(特定毒物研究者の許可)

第三十三条の二 特定毒物研究者の許可は、その者の主たる研究所の所在地の都道府県知事が行う。

(昭五九政三二・追加)

(許可証の交付等)

第三十四条 都道府県知事は、特定毒物研究者の許可を与えたときは、厚生労働省令の定めるところにより、許可を申請した者に許可証を交付しなければならない。

(昭四〇政三・追加、昭五九政三二・平一一政三九三・平一二政三〇九・一部改正)

(登録票又は許可証の書換え交付)

第三十五条 毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、登録票又は許可証の記載事項に変更を生じたときは、登録票又は許可証の書換え交付を申請することができる。

2 前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に登録票又は許可証を添え、製造業者又は輸入業者にあつては製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、販売業者にあつては店舗の所在地の都道府県知事(その店舗の所在地が、保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次条第二項及び第三項並びに第三十六条の二第一項において同じ。)に、特定毒物研究者にあつては特定毒物研究者の許可を与えた都道府県知事に対して行わなければならない。

3 第三十六条の七第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により都道府県知事が製造業又は輸入業の登録を行うこととされている場合における前項の規定の適用については、同項中「都道府県知事を経由して厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。

(平一一政三九三・全改、平一二政三〇九・平一三政二三六・一部改正)

(登録票又は許可証の再交付)

第三十六条 毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、登録票又は許可証を破り、汚し、又は失つたときは、登録票又は許可証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、製造業者又は輸入業者にあつては製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、販売業者にあつては店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつては特定毒物研究者の許可を与えた都道府県知事に対して行わなければならない。この場合において、登録票若しくは許可証を破り、又は汚した毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、申請書にその登録票又は許可証を添えなければならない。

3 毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、登録票又は許可証の再交付を受けた後、失つた登録票又は許可証を発見したときは、製造業者又は輸入業者にあつては製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、販売業者にあつては店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつては特定毒物研究者の許可を与えた都道府県知事に、これを返納しなければならない。

4 第三十六条の七第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により都道府県知事が製造業又は輸入業の登録を行うこととされている場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「都道府県知事を経由して厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。

(平一一政三九三・全改、平一二政三〇九・平一三政二三六・一部改正)

(登録票又は許可証の返納)

第三十六条の二 毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、法第十九条第二項若しくは第四項の規定により登録若しくは特定毒物研究者の許可を取り消され、若しくは業務の停止の処分を受け、又は営業若しくは研究を廃止したときは、製造業者又は輸入業者にあつては製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、販売業者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつては特定毒物研究者の許可を与えた都道府県知事に、その登録票又は許可証を速やかに返納しなければならない。

2 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、法第十九条第四項の規定により業務の停止の処分を受けた者については、業務停止の期間満了の後、登録票又は許可証を交付するものとする。

3 第三十六条の七第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により都道府県知事が製造業又は輸入業の登録を行うこととされている場合における前二項の規定の適用については、第一項中「都道府県知事を経由して厚生労働大臣」

とあるのは「都道府県知事」と、前項中「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」とする。

(平一一政三九三・追加、平一二政三〇九・平一三政二三六・一部改正)

(登録簿又は特定毒物研究者名簿)

第三十六条の三 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、登録簿又は特定毒物研究者名簿を備え、厚生労働省令で定めるところにより、必要な事項を記載するものとする。

- 2 第三十六条の七第一項(第一号又は第三号に係る部分に限る。)の規定により都道府県知事が製造業又は輸入業の登録又は登録の変更を行うこととされている場合における前項の規定の適用については、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」とする。

(平一一政三九三・追加、平一二政三〇九・平一三政二三六・一部改正)

(特定毒物研究者の届出)

第三十六条の四 法第十条第二項の届出は、特定毒物研究者の主たる研究所の所在地の都道府県知事に対し行う。

- 2 都道府県知事は、法第十条第二項の届出が他の都道府県知事の許可を受けた特定毒物研究者からあつたときは、当該特定毒物研究者の許可を与えた都道府県知事にその旨を通知しなければならない。
- 3 前項の届出が厚生労働省令で定める事項に係るものであるときは、同項の通知を受けた都道府県知事は、特定毒物研究者名簿のうち当該特定毒物研究者に関する部分の写しを当該通知した都道府県知事に送付しなければならない。

(昭五九政三二・追加、平一一政三九三・旧第三十六条の二繰下・一部改正、平一二政三〇九・一部改正)

(厚生労働省令で定める者に係る保健衛生上の危害の防止のための措置)

第三十六条の五 特定毒物研究者のうち厚生労働省令で定める者は、その者が主たる研究所において毒物又は劇物による保健衛生上の危害を確実に防止するために必要な設備の設置、補助者の配置その他の措置を講じなければならない。

- 2 毒物劇物営業者は、毒物劇物取扱責任者として厚生労働省令で定める者を置くときは、当該毒物劇物取扱責任者がその製造所、営業所又は店舗において毒物又は劇物による保健衛生上の危害を確実に防止するために必要な設備の設置、補助者の配置その他の措置を講じなければならない。

- 3 前項の規定は、毒物劇物取扱責任者を同項に規定する者に変更する場合について準用する。

(平一三政二三六・追加)

(行政処分に関する通知)

第三十六条の六 都道府県知事は、他の都道府県知事の許可を受けた特定毒物研究者について、許可の取消しを適当と認めるときは、理由を付して、当該特定毒物研究者の許可を与えた都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

- 2 都道府県知事は、他の都道府県知事の許可を受けた特定毒物研究者について業務の停止処分をしたときは、当該特定毒物研究者の許可を与えた都道府県知事に、その処分の年月日並びに処分の理由及び内容を通知しなければならない。

(昭五九政三二・追加、平一一政三九三・旧第三十六条の三繰下・一部改正、平一三政二三六・旧第三十六条の五繰下)

(都道府県が処理する事務)

第三十六条の七 法に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、製造所又は営業所の所在地の都道府県知事が行うこととする。ただし、厚生労働大臣が第四号に掲げる権限に属する事務を自ら行うことを妨げない。

- 一 法第四条第一項に規定する権限に属する事務のうち、製剤の製造(製剤の小分けを含む。以下同じ。)若しくは原体の小分けのみを行う製造業者又は製剤の輸入のみを行う輸入業者(以下「製剤製造業者等」という。)に係る登録に関するもの
 - 二 製剤製造業者等に係る法第七条第三項、第十条第一項、第十七条第一項、第十九条第一項から第四項まで及び第二十一条第一項に規定する権限に属する事務
 - 三 製剤製造業者等に係る法第九条第一項に規定する権限に属する事務のうち、製剤の製造若しくは原体の小分けのみに係る登録の変更又は製剤の輸入のみに係る登録の変更に関するもの
 - 四 製造業者及び輸入業者(製剤製造業者等を除く。)に係る法第十七条第一項に規定する権限に属する事務
- 2 前項の場合においては、法の規定中同項の規定により都道府県知事が行う事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。
 - 3 都道府県知事は、第一項の規定により同項第四号に掲げる事務を行つた場合において、製造業者又は輸入業者(製剤製造業者等を除く。)につき法第十九条第一項から第四項までの規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

4 第一項の場合においては、法第四条第二項（法第九条第二項において準用する場合を含む。）、第七条第三項、第十条第一項及び第二十一条第一項中「都道府県知事を経て、厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとし、法第十九条第五項の規定は、適用しない。

（昭五九政三二・追加、平一一政三九三・旧第三十六条の四繰下・一部改正、平一二政三〇九・一部改正、平一三政二三六・旧第三十六条の六繰下）

（登録簿の送付）

第三十六条の八 厚生労働大臣は、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けている者（製剤の製造、原体の小分け又は製剤の輸入を行う者に限る。）から原体の製造（小分けを除く。次項において同じ。）又は原体の輸入を廃止した旨の届出があつたときは、登録簿のうち当該登録を受けている者に関する部分を都道府県知事に送付しなければならない。この場合において、都道府県知事は、当該届出をした者に新たな登録票を交付するものとする。

2 都道府県知事は、製剤製造業者等が原体の製造又は輸入に係る登録の変更を受けたときは、登録簿のうち当該登録の変更を受けた者に関する部分を厚生労働大臣に送付しなければならない。この場合において、厚生労働大臣は、当該登録の変更を受けた者に新たな登録票を交付するものとする。

3 前二項の規定により登録票の交付を受けた者は、第一項に定める場合にあつては都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、前項に定める場合にあつては都道府県知事に、既に交付を受けた登録票を速やかに返納しなければならない。

（昭五九政三二・追加、平一一政三九三・旧第三十六条の五繰下・一部改正、平一二政三〇九・一部改正、平一三政二三六・旧第三十六条の七繰下）

（事務の区分）

第三十六条の九 第三十五条第二項（経由に係る部分に限る。）、第三十六条第二項及び第三項（経由に係る部分に限る。）、第三十六条の二第一項（経由に係る部分に限る。）、第三十六条の七第一項（第四号に係る部分に限る。）並びに第三十六条の八第二項及び第三項（経由に係る部分に限る。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（平一一政三九三・追加、平一三政二三六・旧第三十六条の九繰下・一部改正、平一五政二八・旧第三十六条の十繰上）

（権限の委任）

第三十六条の十 この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(平一二政三〇九・追加、平一三政二三六・旧第三十六条の十繰下、平一五政二八・旧第三十六条の十一繰上)

(省令への委任)

第三十七条 この章に定めるもののほか、毒物又は劇物の営業の登録及び登録の更新、特定毒物研究者の許可及び届出並びに特定毒物研究者についての法第十九条第四項の処分に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(昭四〇政三・追加、昭五九政三二・平一二政三〇九・一部改正)

第七章 危害防止の措置を講ずべき毒物等含有物

(昭四〇政三・追加)

(毒物又は劇物を含有する物)

第三十八条 法第十一条第二項に規定する政令で定める物は、次のとおりとする。

一 無機シアン化合物たる毒物を含有する液体状の物(シアン含有量が一リットルにつき一ミリグラム以下のものを除く。)

二 塩化水素、硝酸若しくは硫酸又は水酸化カリウム若しくは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物(水で十倍に希釈した場合の水素イオン濃度が水素指数二・〇から十二・〇までのものを除く。)

2 前項の数値は、厚生労働省令で定める方法により定量した場合における数値とする。

(昭四六政三五八・全改、平一二政三〇九・一部改正)

第八章 特定の用途に供される毒物又は劇物

(昭四〇政三・追加、昭四六政三五八・改称)